

唯一の「新遺失物法」逐条解説、ついに発刊!

～遺失物法公布110周年記念～

# 注解遺失物法

■ 蔭山 信 著  
(警察大学校地域教養部教授)

● A5判/656頁  
● 上製・ケース入  
● 定価 4,410円 (本体4,200円)  
ISBN978-4-8090-1246-4 C3032 ¥4200E

警察の会計部門、地域部門はもちろん  
すべての民間施設の責任者の支援書として最適!

類書のない実務者の“バイブル”

## 特色1 信頼できる充実の解説

- 国会答弁、判例等の豊富な資料を引用しながら、立法趣旨、解釈上の論点を分かりやすく解説。
- 場面ごとに必要となる書類の作成方法など、警察署や民間施設にとって必要な実務的内容も豊富に登載。

## 特色2 使い勝手を追求

- 逐条解説なので、必要な箇所を素早く検索し、どこから読んでも理解できる構成。
- 法は当然、関係する令・規則も併記するなど、実務における使い勝手を考慮。
- 準用読替えについては、読替え後の条文も登載。



## 推薦のことば (抜粋)

長らく実質的な改正がなされていなかった旧遺失物法について大きな改正が行われたわけであるが、この改正の趣旨の実現のためには、その内容が実務者、施設占有者、国民の方々によく理解されるとともに、効果的な運用が行われることが重要である。

本書は、警察大学校地域教養部の蔭山教授が、これまでの遺失物法に係る解説、判例、国会答弁等の文献を十分に吟味し、体系的に整理した改正遺失物法に関する初の本格的解説書であり、読者の理解を助ける様々な工夫もなされており、遺失物法に関心を有する全ての方々に有為な書になると考えている。

平成22年9月

警察庁生活安全局地域課長 藤本 隆史

東京法令出版



# 正確性、機能性を兼ね備えた逐条解説の決定版!

## 内容見本

**第一趣旨**  
本条は、物件の所有権を取得するに至った拾得者等が、のである。

**第二意義**  
「物件の所有権を取得した者」に、本条に規定する「物件の所有権を取得した者」に出た時点において物件を引き取るか権利放棄をする本条に規定する「物件の所有権を取得した者」には、本条に規定する「当該取得の日」とは、物件に係る公告をした日の翌日から起算して三箇月又は六箇月を経過した日である。

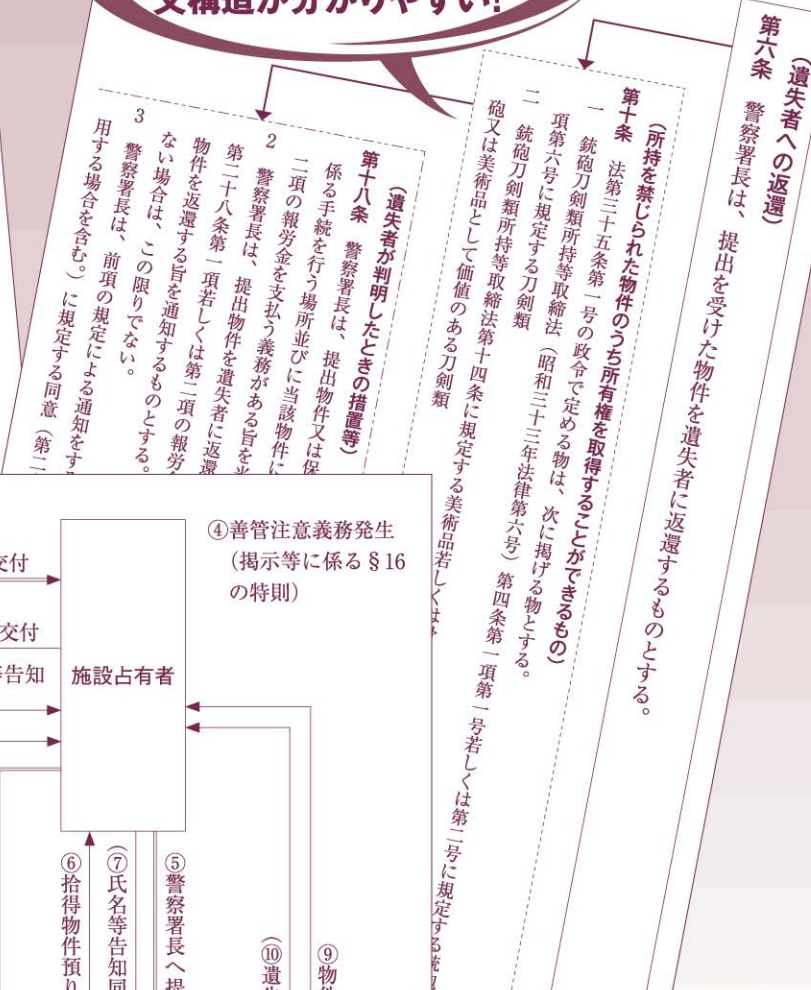
本条に規定する「当該取得の日」とは、物件に係る公告をした日の翌日から起算して三箇月又は六箇月を経過した日である。

(一) 拾得者等が、民法第二百四十条又は同法第二百四十一条の規定により物件の所有権を取得するのは、これを経過した日である。

(二) 拾得者等が、民法第二百四十条又は同法第二百四十一条の規定により物件の所有権を取得するのは、これを経過した日である。

(三) 拾得者等が、第三十二条第一項の規定により物件の所有権を取得するのは、すべての遺失者が権利放棄をしたときであり、午前零時に限られないから、本条に規定する「二箇月」の期間の起算については、民

法・令・規則を対照し、準用条文は読み替えて登載。条文構造が分かりやすい!



詳しい内容は、こちらまで!  
東京法令  検索  
<http://www.tokyo-horei.co.jp/>

立法趣旨、解釈上の論点、判例等を完全整理!

概要・手続の流れは図表を交えて解説!

好評発売中

風営法施行60周年記念

# 注解風営法

■ 蔭山 信 著

東京法令出版株式会社

- A5判 / I巻608頁・II巻608頁
  - 上製・ケース入り / 全2巻
  - 定価 / 7,350円 (本体7,000円) (分売不可)
- ISBN978-4-8090-1180-1 C3032 ¥7000E  
[内容現在：平成20年3月18日]

☎060-0009 札幌市中央区北九条西18丁目36-83 ☎011(640)5182 FAX(640)5188 ☎534-0024 大阪市都島区東野田町1丁目17-12 ☎06(6355)5226 FAX(6355)5227  
 ☎980-0012 仙台市青葉区錦町1丁目1-10 ☎022(216)5871 FAX(216)5684 ☎730-0005 広島市中区西白島町11-9 ☎082(516)1230 FAX(516)1220  
 ☎462-0053 名古屋市北区光音寺町野方1918 ☎052(914)2251 FAX(914)2253 ☎810-0011 福岡市中央区高砂2丁目13-22 ☎092(533)1588 FAX(533)1590  
 ☎112-0002 東京都文京区小石川15丁目17-3 [代表]☎03(5803)3304 FAX03(5803)2560  
 ☎380-8688 長野市南千歳町1005 [営業]☎026(224)5411 FAX026(224)5419 [編集]☎026(224)5412 FAX026(224)5439

お申込みはこちらから  <http://www.tokyo-horei.co.jp/> (最新情報等もホームページをご覧ください。)

お電話でお申込み **0120-338-272** (携帯電話からもお申込みできます。)

FAXでお申込み **0120-338-923**